

会津美里町公告第26号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和7年4月22日

会津美里町長 杉山 純一

1	工事番号	維(単)第3号
2	工事名	道路舗装補修工事(町道12005号線) 【電子入札、電子契約及び週休2日制工事対象案件】
3	工事場所	会津美里町字川添地内
4	指定工種	舗装
5	工事の概要	L=40.0m 表層工 A=236.0㎡ 上層路盤工 A=236.0㎡ 区画線工(溶融式15cm) L=61.0m
6	工期	契約日の翌日から令和7年7月11日まで
7	予定価格	事後公表
8	最低制限価格	設定なし
9	入札参加資格要件	入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる(1)から(9)までのすべての要件を満たしている者とする。
	(1) 会津美里町令和7・8年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 ※当該登録は、電子入札に参加する場合にも必要となります。	
	(2) 登録内容	本町に舗装の工種登録があること。
	(3) 所在地区分	町内に本店がある業者又は町内に支店若しくは営業所があり、地域貢献が認められる業者
	(4) 建設業の許可	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	(5) 技術者の配置	建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づき、この工事に対応する資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で施工現場に配置できること。(ただし、請負金額が4,500万円未満(建築一式工事の場合は9,000万円未満)になる場合、専任を要しない。) 配置する技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。(専任の技術者を要する場合、入札日(開札日をいう。)以前に正社員として3月以上の雇用関係があること。)
	(6) 会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。	
	(7) 令和7年5月16日(金)現在において市町村税等を滞納していないこと。	
	(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	
10	設計図書の閲覧	
	(1) 閲覧場所	会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧及びダウンロードすることができます。
	(2) 閲覧期間	令和7年4月22日(火)から令和7年5月15日(木)まで ※土日祝日を除く
11	設計図書等に対する質問	
	(1) 質問方法	本工事に関する質問は、会津美里町電子入札システムに入力することにより提出するものとする。
	(2) 質問書送付先	会津美里町電子入札システムとする。
	(3) 質問期限	令和7年4月30日(水)午後5時15分まで
	(4) 質問に対する回答方法	質問の回答は、後日速やかに会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により回答するものとする。

12	入札方法	
	(1) 入札方法	電子入札 ※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続は不要です。 会津美里町電子入札システム(アドレス) https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0660060006E00640
	(2) 提出書類	入札書及び工事費内訳書 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。 入札者は、入札公告の際に掲載する工事費内訳書に積算金額等の必要事項を入力し、会津美里町電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力するとともに、当該工事費内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。
	(3) 入札期間及び時間	令和7年5月14日(水) 午前8時30分から 令和7年5月15日(木) 午後5時15分まで
開札日時等		
13	(1) 開札日時	令和7年5月16日(金) 午前10時10分
	(2) 開札場所	会津美里町役場本庁舎205会議室
14	入札回数	初回及び再度入札の2回までとする。
15	入札の無効	①町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札
		②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③会津美里町電子入札実施要綱第20条各号に該当する入札
		④会津美里町資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準に該当する者がした入札
		⑤その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札
16	落札候補者の決定	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者が複数となった場合は、電子くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。
入札参加資格要件の審査に関する事項		
17	(1)	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)及びその他必要な書類)の提出について、会津美里町電子入札システムより通知する。落札候補者は、通知のあった日を含む2日以内に当該書類を会津美里町電子入札システムにより提出すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。
	(2) 提出書類	①制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号) ②建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し ③最新の経営事項審査結果通知書の写し ④当該配置予定技術者等の資格を有することを証明する書類の写し及び被保険者証の写し ⑤町税等の納税証明書(町内に本店がある事業者を除く。) ※②及び③については、入札参加資格審査申請時において最新の写しを提出している場合は、省略可能とする。
	(3) 提出方法	会津美里町電子入札システムとする。

18	落札者の決定	落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに落札者及び当該入札に参加した入札者全員に会津美里町電子入札システムにより通知する。
19	再度入札	初回の入札で落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。
20	入札保証金	会津美里町財務規則第115条第1項第2号の規定により免除
21	契約事項	契約については、会津美里町財務規則及び会津美里町工事請負契約約款に基づき契約締結する。 なお、当該工事については電子契約の対象であり、落札候補者が電子契約による契約締結を希望する場合は、17「入札参加資格要件の審査に関する事項」により提出する書類と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。
22	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金若しくは契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金で納付、契約保証金に代わる担保として有価証券、債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、保証事業会社の電子保証による場合は、書面の証書の提出に代えて、電子証書を閲覧するために用いる保証事業会社から通知される「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」を電子メールの方法により提出すること。 次の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。 ①この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 ②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ③会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合 ④請負金額が300万円未満の工事請負契約である場合
23	その他	①会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年会津美里町条例第52号)第2条の規定に該当する契約については、仮契約を締結した後、会津美里町議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、会津美里町は、これを一切賠償しない。 ②契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、コリンズ登録をすること。 ③本公告に係る様式等については会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)で閲覧及びダウンロードが可能である。 ④会津美里町電子入札実施要綱第26条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 ⑤会津美里町電子入札実施要綱及び本公告に係る事項を熟知のうえ、入札に参加すること。 ⑥本工事は、週休2日制工事の対象工事であり、受注者は、会津美里町週休2日制工事実施要綱に定める事項について遵守しなければならない。なお、本工事の発注方式は「発注者指定型」とする。